

成年後見制度の利用の促進について

地域包括ケア推進課

<背景>

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、共生社会の実現に資するものである。

成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるが、十分に利用されていない。

<法律>

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28.5 施行)

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等にかかる支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域に置く成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

<利用促進計画（国）>

「成年後見利用促進基本計画」(H29.3 閣議決定)

計画のポイント

1. 制度運用の改善（国）
2. 地域連携ネットワーク（協議会）の整備（市町村）
3. 不正防止の徹底等（国）

<長野市の対応方針>

項目	対応
中核機関の設置	長野市成年後見支援センター（長野市社会福祉協議会）に委託
協議会の整備	長野市成年後見支援センター運営協議会を活用
利用促進基本計画	長野市地域福祉計画と一体化
審議会	長野市社会福祉審議会を活用

<長野市社会福祉審議会条例の改正（予定）>（令和2年3月市議会）

長野市社会福祉審議会において成年後見制度の利用の促進について調査審議するために、定数を見直す。

現行（24人以内）	改正後（27人以内）
市議会議員 4人	（変更なし）
社会福祉関係者 12人	13人（+1人 社会福祉士会 → 老人福祉専門分科会）
学識経験者 8人	10人（+2人 弁護士会 → 地域福祉専門分科会） 司法書士会 → 障害者福祉専門分科会）